昭和四十七年公害等調整委員会規則第三号 公害紛争の処理手続等に関する規則

処理手続等に関する規則を次のように定める。 条第一項及び第二項の規定に基づき、公害紛争の十三号)第十八条第三項及び第四項並びに第十九 四十二条の二十七第一項及び第四十七条並びに公第二十六条第一項、第四十二条の十二第一項、第公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号) 目 害紛争処理法施行令(昭和四十五年政令第二百五

あつせん、調停及び仲裁 総則(第一条—第四条の三)

節 通則(第五条—第九条)

第二節 あつせん (第九条の二―第九条の

第三節

調停(第十条―第二十一条の二)

第四節 第一節 裁定 通則(第二十四条の二―第三十三 仲 裁 (第二十二条—第二十四条)

第二節 責任裁定 (第三十四条—第五十五

第三節 原因裁定 (第五十六条—第六十三

第四章 雜則 (第六十四条—第六十九条)

章

第一条 公害等調整委員会(以下「中央委員会」 いては、法及び公害紛争処理法施行令(以下のあつせん、調停、仲裁及び裁定の手続等につ う。) に基づいて行う公害に係る紛争について という。)が公害紛争処理法(以下「法」とい の定めるところによる。 「令」という。)に定めるもののほか、この規則

第二条 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法(代理人についての承認の申請の方式等) 人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務する法第二十三条の二第三項の書面には、代理 事務弁護士共同法人である代理人の権限を証明

つき法第二十三条の二第一項の承認を求めるに弁護士共同法人以外の者を代理人とすることに かを知るに足る事項を記載した書面をもつてし 者との関係その他代理人として適当であるか否 は、その者の氏名又は名称、住所、職業、当事 所を記載しなければならない。 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務 ばならない

3 ならない。 第二十三条の二第三項の書面を添附しなければ 前項の書面には、代理人の権限を証明する法

(事件を担当する社員の届出)

第二条の二 代理人となった弁護士法人又は弁護 仲裁委員会又は裁定委員会に書面で届け出なけ 当該事件を担当する社員の氏名を調停委員会、 士・外国法事務弁護士共同法人は、遅滞なく、 ればならない。

第三条 調停委員会、仲裁委員会及び裁定委員会 委員の互選によつてこれを定める。ただし、中 定委員長を置き、調停委員、仲裁委員又は裁定 に、それぞれ、調停委員長、仲裁委員長及び裁 (調停委員長、仲裁委員長及び裁定委員長)

央委員会の委員長が調停委員、仲裁委員又は裁

定委員であるときは、委員長を調停委員長、仲

2 調停委員長、仲裁委員長及び裁定委員長は、 それぞれ、調停、仲裁及び裁定の手続を指揮す 裁委員長又は裁定委員長とする。

(期間の計算)

第四条 期間の計算は、民法(明治二十九年法律 第八十九号)に従う。

2 翌日をもつて満了する。 各号に掲げる日に当たるときは、期間は、その (送達の通知) (昭和六十三年法律第九十一号) 第一条第一項 期間の末日が行政機関の休日に関する法律

第四条の二 法第四十五条の二において準用する 第四条の三 法第四十五条の二において準用する 第二項に規定する補充送達がされたときは、中 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第百六条 局の職員は、その旨及び当該書類について書留 に付する送達をしたときは、中央委員会の事務 民事訴訟法第百七条第一項に規定する書留郵便 けた者に通知しなければならない。 央委員会の事務局の職員は、その旨を送達を受 みなされることを送達を受けた者に通知しなけ 郵便に付して発送した時に送達があつたものと

第二章 あつせん、 調停及び仲裁 ればならない。

第一節 通則

(代表者の選定)

|第五条 法第二十六条第一項の申請、法第二十七 条の二第一項の規定によるあつせん又は法第二 係る法第二十三条の四第一項の規定による参加 十七条の三第一項の規定による調停(これらに

> 2 う。)に係る当事者が多数である場合において 若しくは参加の申立ての取下げ又は和解の締結れ代表者は、各自、他の当事者のために、申請 の申立てを含む。次項において「申請等」とい とができる。 数人の代表者を選定し、又はこれを変更するこ は、当該当事者は、そのうちから一人若しくは

3 る一切の行為をすることができる。 若しくは調停案の受諾を除き、当該申請等に係 代表者が選定されたときは、代表者のするこ

4 第一項の規定による代表者の選定及びその変 更は、書面をもつて証明しなければならない。 ならない。

とができる行為は、代表者を通じてしなければ

第六条 法第二十六条第一項の書面には、 (申請書等) 次に掲

げる事項を記載しなければならない。

二 当事者の一方が申請人である場合には、 手方の氏名又は名称及び住所 申請人の氏名又は名称及び住所 相

三 前条第一項の代表者又は代理人を選定又は 住所 選任したときは、その者の氏名又は名称及び

五 あつせん、調停又は仲裁を求める事項及び 四 当該公害に係る事業活動その他の人の活動 その理由 の行われた場所及び被害の生じた場所

紛争の経過

申請の年月日

の者の氏名 によつて選定した仲裁委員があるときは、そ 仲裁の申請の場合において、当事者が合意

2 条第三項の規定により合意によつて管轄を定め に付する旨の合意を証する書面を、法第二十四ら仲裁の申請をするときは法の規定による仲裁の申請の場合において、当事者の一方か 添附しなければならない。 たときはその合意を証する書面を当該申請書に 九 停又は仲裁を行うについて参考となる事項

第七条 中央委員会は、当事者の一方からあつせ 滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなけれ申請書の写しを添えて、その相手方に対し、遅 調停又は仲裁の申請があつたときは、当該

(申請があつた旨の通知)

(事件の移送等の場合の措置)

第八条 中央委員会は、法第二十五条の規定によ り事件を移送するとき、又は法第三十八条第三

という。) 又は関係都道府県の審査会等に送付 たすべての文書及び物件その他当該事件に関係 り事件を引き継ぐときは、当事者が提出してい 項の規定により準用する同条第一項の規定によ する文書及び物件を管轄都道府県公害審査会 つては、都道府県知事とし、以下「審査会等」 (都道府県公害審査会を置かない都道府県にあ

(手続を行う場所)

し、かつ、当事者に対し、遅滞なく、書面をも

つて、その旨を通知しなければならない。

第九条 あつせん委員、調停委員会又は仲裁委員 その他適当な場所で手続を行うことができる。 会は、相当と認めるときは、被害の生じた場所

当事者の氏名又は名称及び住

あつせんの目的となる事項

五四

あつせん委員の氏名

(あつせんを打ち切つた旨の通知)

前各号に掲げるもののほか、あつせん、調

ばならない。

第九条の二 中央委員会は、法第二十七条の二第 (議決をした旨の通知) 第二節 あつせん

面をもつて、その旨を通知しなければならな 対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書 項の規定による議決をしたときは、当事者に

始のために必要と認める事項 前各号に掲げるもののほか、 あつせんの

の規定によりあつせんを打ち切つたときは、当第九条の三 あつせん委員は、法第三十条第一項 を通知しなければならない。 事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨

(準用規定)

第九条の四 第十二条及び第十四条の規定は、 する。 つせん委員の行うあつせんの手続について準 崩あ

(参加申立書) 第三節

第十条 法第二十三条の四第一項の規定による調 なければならない。 停の手続への参加の申立ては、書面をもつてし

2 る調停事件の表示並びに参加により調停を求め る事項」と読み替えるものとする。 仲裁を求める事項」とあるのは、「参加を求め 前項の書面について準用する。この場合にお て、同条第一項第五号中「あつせん、調停又は 第六条第一項(第八号を除く。)の規定は、

第十一条 調停委員会は、法第二十三条の四第一 (参加の申立てがあつた旨の通知)

をもつて、その旨を通知しなければならない。 あつたときは当該申立書の写しを添えて当事者 項の規定による調停の手続への参加の申立てが 及び当事者に対し、それぞれ、遅滞なく、書面 に対し、参加の許否の決定をしたときは申立人

第十二条 調停の手続における申請人又は参加人 より当該調停の手続を著しく遅滞させる場合 理由を変更することができる。ただし、これに は、書面をもつて、調停を求める事項又はその この限りでない。

その旨を通知しなければならない。 その相手方に対し、遅滞なく、書面をもつて、 があつたときは、同項の書面の写しを添えて、 (手続の受継) 調停委員会は、前項の規定による変更の申請

第十三条 調停の手続における当事者が死亡、手 り手続を続行する資格のある者は、手続の受継 続をする能力の喪失その他の事由によつて手続 を申し立てることができる。 を続行することができない場合には、法令によ 3 2

を受継させることができる。 ると認めるときは、同項の資格のある者に手続調停委員会は、前項の場合において必要があ

(手続の分離又は併合)

第十四条 調停委員会は、適当と認めるときは、 調停の手続を分離し、又は併合することができ 4

2 調停委員会は、前項の規定により調停の手続 を分離し、又は併合したときは、当事者に対 なければならない。 し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知し

調停委員の関与) (映像と音声の送受信による通話の方法による

第十四条の二 調停委員会は、相当と認めるとき 停委員及び当事者が映像と音声の送受信により せることができる。 とができる方法によって、調停の手続に関与さ 相手の状態を相互に認識しながら通話をするこ する調停委員(調停委員長を除く。)を、各調 調停の手続を行う場所と異なる場所に所在 2 (文書等の提出要求の方式)

調書に記載しなければならない。 前項の手続を行ったときは、その旨を調停の

第十五条 調停委員会が法第三十二条の規定によ り当事者の出頭を求めるには、 (出頭要求の方式) 出頭すべき日

> じなかつたときの法律上の制裁その他調停委員 会が必要と認める事項を記載した書面をもつて しなければならない。 場所、正当な理由がなくて出頭の要求に応

(映像と音声の送受信による通話の方法等によ る当事者の出頭)

第十五条の二 調停委員会 (第十四条の二第一項 あると認めるときは、調停委員会及び当事者双 が困難であることについてやむを得ない事情が び当事者双方が映像と音声の送受信により相手 ときは、当事者の意見を聴いて、調停委員会及 以下この条において同じ。)は、相当と認める ができる。 ができる方法によって、調停の手続を行うこと 方が音声の送受信により同時に通話をすること できる。ただし、調停委員会は、映像の送受信 できる方法によって、調停の手続を行うことが の状態を相互に認識しながら通話をすることが の規定により手続に関与する調停委員を含む。 3

す。 た当事者は、その手続に出頭したものとみな 前項の手続に出頭しないでその手続に関与し

確認しなければならない。 行うときは、調停委員会は、 第一項に規定する方法によって調停の手続を 次に掲げる事項を

方法によって手続を実施するために適切なも一 通話者の所在する場所及びその状況が当該 のであること。

第二号に掲げる事項を調停の調書に記載しなけ 前項の手続を行ったときは、その旨及び同項 ればならない。

(関係人の陳述等)

第十六条 調停委員会は、調停を行なうため必要 の職員にこれを行なわせることができる。 自ら事実の調査をし、又は中央委員会の事務局 に鑑定を依頼することができる。 参考人に陳述若しくは意見を求め、又は鑑定人 があると認めるときは、事件の関係人若しくは 調停委員会は、必要があると認めるときは、

定により文書又は物件の提出を求めるには、提第十七条 調停委員会が法第三十三条第一項の規 出すべき文書又は物件の表示、提出期限、正当 会が必要と認める事項を記載した書面をもつて じなかつたときの法律上の制裁その他調停委員 な理由がなくて文書又は物件の提出の要求に応 しなければならない

第十八条 調停委員会が法第三十三条第二項の規 物件を明示しなければならない。 をもつて、立ち入る場所及び検査する文書又は定により立入検査をする場合においては、書面 (立入検査の場合の措置)

2 制裁を記載しなければならない。 査を拒み、妨げ、又は忌避したときの法律上の 前項の書面には、正当な理由がなくて立入検

きは、これを提示しなければならない。 式の証明書を携帯し、関係人の請求があつたと 停委員又は専門委員は、その身分を示す別記様の 第一項の立入検査をする場合においては、調

委員会がする調停案の受諾の勧告は、当該調停第十九条 法第三十四条第一項の規定により調停 同一の内容の合意が成立したものとみなされる 旨の申出が到達しなければ当事者間に調停案と 案及び指定された期間内に調停案を受諾しない 旨を記載した書面をもつてしなければならな

2 諾しない旨の申出は、書面をもつてしなければ 調停委員会に対する法第三十四条第三項の受 ならない。

とみなされた旨又は調停が打ち切られたものと みなされた旨を通知しなければならない。 間に調停案と同一の内容の合意が成立したもの 事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、当事者 れた期間が経過したときは、調停委員会は、当 法第三十四条第一項の規定に基づいて指定さ

より調停をしないものとしたとき、又は法第三 きは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつ て、その旨を通知しなければならない。 十六条第一項の規定により調停を打ち切つたと (調書)

第二十一条 いてその必要がないと認めたときは、この限りせなければならない。ただし、調停委員会にお 職員に、調停の手続について、調書を作成さ 調停委員会は、中央委員会の事務局

第四節 仲裁

(仲裁委員の指名等)

第二十二条 法第三十九条第二項ただし書の規定

(調停案の受諾の勧告の方式等)

3 (調停をしない旨の通知等)

第二十条 調停委員会は、法第三十五条の規定に

第二十一条の二 第九条の二の規定は、 会が法第二十七条の三第一項の規定による議決 をした場合について準用する。 中央委員

(準用規定)

により中央委員会の委員長が仲裁委員を指名す

の氏名を通知しなければならない。 事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、その者 するものとし、仲裁委員を指名したときは、当 る場合においては、当事者の意思等を勘案して (仲裁委員が欠けた場合の措置)

第二十三条 仲裁委員が死亡、解任、 の意思等を勘案して中央委員会の委員長が指名 央委員会の委員長及び委員のうちから、当事者 者の合意による選定がされなかつたときは、中 長が後任の仲裁委員を指名する。ただし、当事 会の委員長及び委員のうちから、当事者が合意 の理由により欠けた場合においては、中央委員 によつて選定した者につき、中央委員会の委員 辞任その

2 通知しなければならない。 し、遅滞なく、書面をもつて、その者の氏名を により仲裁委員を指名したときは、当事者に対 (準用規定) 中央委員会の委員長は、前項ただし書の規定

第二十四条 第十六条及び第二十一条の規定は 条第二項の規定により立入検査をする場合につ 定により文書又は物件の提出を求める場合につ 条の規定は仲裁委員会が法第四十条第一項の規 裁委員会の行なう仲裁の手続について、第十七 いて、第十八条の規定は仲裁委員会が法第四 いて準用する。

第三章 裁定

第一節 通則

(ファクシミリを利用した書面の提出)

第二十四条の二 中央委員会又は裁定委員会に提 クシミリを利用して送信することにより提出す 出すべき書面は、次に掲げるものを除き、ファ

二 その提出により裁定の手続の開始、続行、 ることができる。 書面を除く。 停止又は完結をさせる書面(前号に該当する なければならない申請又は申立てに係る書面 法第四十五条の規定により手数料を納付

三 法定代理権、手続をするのに必要な授権又 項を証明する書面 証明する書面その他の裁定の手続上重要な事 は法第二十三条の二第一項の代理人の権限を

2 中央委員会又は裁定委員会に提出されたものと きは、中央委員会が受信した時に、当該書面が ファクシミリを利用して書面が提出されたと

3 る場合において、 中央委員会又は裁定委員会は、前項に規定す 必要があると認めるときは、

提出者に対し、送信に使用した書面を提出させ

第二十五条 未成年者及び成年被後見人は、法定 ない。ただし、未成年者が独立して法律行為を することができるときは、この限りでない。 (未成年者、成年被後見人等の手続をする能力) 被保佐人が手続をするには、保佐人の同意を 理人によらなければ、手続をすることができ 3

3 得なければならない。 法定代理人が本人に代わつて手続をするに 後見監督人があるときは、その同意を得な

裁定の手続において手続をするときは、前二項 ければならない。 被保佐人又は法定代理人が相手方の申請した

第二十六条 手続をする能力のない未成年者又は の規定は、適用しない。 (手続をする能力のない者がした行為の追認) 4

2 被保佐人が保佐人の同意を得ないでした行為 佐人の同意を得た被保佐人の追認により、行為は、手続をする能力を取得した被保佐人又は保 為の時にさかのぼつて効力を生ずる。 時にさかのぼつて効力を生ずる。 6

取得した本人又は法定代理人の追認により、行 成年被後見人がした行為は、手続をする能力を

法定代理人の追認により、行為の時にさかのぼ 力を取得した本人又は後見監督人の同意を得た その同意を得ないでした行為は、手続をする能 つて効力を生ずる (代理権の不消滅) 後見監督人がある場合において法定代理人が 7

権限は、当事者の死亡若しくは手続をする能力第二十七条 法第二十三条の二第一項の代理人の 事者の資格の喪失によつては、 くはその代理権の変更若しくは消滅又は代表当 法定代理人の死亡、手続をする能力の喪失若し の喪失、当事者である法人の合併による消滅、 (代理権消滅の届出等) 消滅しない。 2

第二十八条 代理権の消滅は、本人又は代理人か ら裁定委員会に届け出なければ、その効力を生

した場合について準用する。 前項の規定は、代表当事者がその資格を喪失

(代理権のない者がした行為の追認)

第二十九条 代理権のない者がした行為は、手続 より、行為の時にさかのぼつて効力を生ずる。 をする能力のある本人又は法定代理人の追認に (手続の中断及び受継)

第三十条 裁定の手続は、当事者若しくはその法 定代理人(補助人である場合を除く。)の死亡、

手続をする能力の喪失、代理権の喪失、当事者 資格の喪失により、中断する。 である法人の合併による消滅又は代表当事者の

2 一項の代理人がある場合には、適用しない。 前項の規定は、当事者に法第二十三条の二第

っては、同項の規定は、次に掲げるときには、 第一項の法定代理人が保佐人である場合にあ

の同意を得ることを要しないとき。 被保佐人が手続をすることについ て保佐人

とき を要する場合において、その同意を得ている 被保佐人が前号に規定する同意を得ること

員会に書面で届け出なければならない。 十三条の二第一項の代理人は、その旨を裁定委 第一項に掲げる事由が生じたときは、法第二

行する資格のある者は、手続の受継を申し立て ることができる。 第一項の場合において、法令により手続を続

5

申立人が法令により手続を続行する資格のある なければならない。 者であることを明らかにする資料を添付してし 前項の申立ては、書面をもつて行い、かつ、

手続を受継させることができる。 あると認めるときは、第五項の資格のある者に 裁定委員会は、第一項の場合において必要が

(除斥又は忌避の申立ての方式等)

第三十一条 除斥又は忌避の申立ては、中央委員 会に対し、その原因を記載した書面を提出して しなければならない。

法第四十二条の四第二項ただし書の事実につい 日から三日以内に、疎明しなければならない。 ても、同様とする。 除斥又は忌避の原因は、前項の申立てをした

(裁定委員の回避)

第一項又は法第四十二条の四第一項に規定する第三十一条の二 裁定委員は、法第四十二条の三 場合には、中央委員会の許可を得て、 ことができる。 回避する

(裁定委員の交代)

第三十一条の三 裁定委員が代わった場合には、 当事者は、従前の審問の結果を陳述しなければ ならない。

(代表当事者の選定命令の方式等)

第三十二条 法第四十二条の八第一項の規定によ り裁定委員会が代表当事者の選定を命ずるに なければならない は、次に掲げる事項を記載した書面をもつてし

2

前項第六号の裁定を求める理由には、

一由づける事実を具体的に記載し、

かつ、

申請を 立 証

代表当事者を選定すべき当事者 選定すべき代表当事者の数

る事項 選定の効果その他裁定委員会が必要と認

3 2 は、 第一項の規定は、法第四十二条の八第二項の 法第四十二条の八第二項の規定による取消 書面をもつてしなければならない。

第三十三条 裁定委員会は、法第四十二条の九第 規定による変更について準用する。 (裁定委員会による代表当事者の選定の方式等) 項の規定により代表当事者を選定したとき

2 その旨を通知しなければならない。 ければならない。 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しな

は、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、

代表当事者

当該代表当事者に係る被代表者

範 囲 代表当事者の資格を限定したときはその

兀 る事項 選定の効果その他裁定委員会が必要と認め

3 4 おいて準用する法第四十二条の八第二項の規定 書面をもつてしなければならない。 第四十二条の八第二項の規定による取消しは、 第二項の規定は、法第四十二条の九第二項に 法第四十二条の九第二項において準用する法

(申請書) 第二節 責任裁定 による変更について準用する。

第三十四条 は、次に掲げる事項を記載しなければならなR三十四条 法第四十二条の十二第一項の書面に

当事者の氏名又は名称及び住所

び住所 事者であるときは、選定者の氏名又は名称及 当事者が法第四十二条の七第一項の代表当

代理人の氏名又は名称及び住所

五. の行なわれた場所及び被害の生じた場所 (ファクシミリの番号を含む。以下同じ。) 当該公害に係る事業活動その他の人の活動 裁定を求める事項及びその理由 申請人又は代理人の郵便番号及び電話番号

被害の態様及び規模並びに紛争の実情

を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実 で重要なもの及び証拠を記載しなければならな

3 ければならない。 となるべき文書の写しで重要なものを添付しな 申請書には、立証を要する事由につき、証

(申請があつた旨の通知)

第三十五条 中央委員会は、責任裁定の申 (申請の不受理) 旨を通知しなければならない。 相手方に対し、遅滞なく、書面をもつて、 つたときは、当該申請書の写しを添えて、 請があ その その

第三十六条 法第四十二条の十二第二項の規定に ら六十日を経過した後は、これをすることがで すみやかに行なうものとし、申請があつた日か よる責任裁定の申請を受理しない旨の決定は、

2 理由を附さなければならな 前項の決定は、文書をもつて行ない、 かつ、

3 当事者に対し、決定書の正本を送達しなければ ならない。 中央委員会は、第一項の決定をしたときは、

(補正)

第三十七条 裁定委員会は、 ことを命じなければならな については、相当の期間を定めて、 申請で、その欠陥を補正することができるもの 不適法な責任裁定 補正すべき

い、かつ、申請人に対し、これを送達しなけ 前項の規定による命令は、書面をもつて行な

3 数料を納付しない場合について準用する。 ばならない。 前二項の規定は、申請人が法第四十五条の手

られた申請人が指定された期間内にその補正を 申請を却下しなければならない。この場合にお しないときは、裁定委員会は、決定をもつて、 次項において同じ。)

の規定により補正を命ぜ いては、法第四十二条の十三第一項後段及び第 一項の規定を準用する。 第一項(前項において準用する場合を含む。

5 員に命じて行わせることができる。 な補正を促すときは、中央委員会の事務局の職 裁定委員会は、第一項の場合において、

(準備書面の提出等)

第三十八条 答弁書その他の準備書面を裁定委員 をおいて、 項について相手方が準備をするのに必要な期間 会に提出する当事者は、準備書面に記載した事 提出しなければならない

- 2 合には、立証を要する事由ごとに、証拠を記載 準備書面に事実についての主張を記載する場
- 3 認する場合には、その理由を記載しなければな 準備書面において相手方の主張する事実を否
- 第三十八条の二 答弁書には、次に掲げる事項を の提出を命ずることができる。 当事者に対し、相当の期間を定めて、 裁定委員会は、必要があると認めるときは、 準備書面 4
- 記載しなければならない。 答弁書を提出する当事者の氏名又は名称及
- 代理人の氏名又は名称及び住所

5

番号及び電話番号 答弁書を提出する当事者又は代理 人の郵便

裁定を求める事項に対する答弁

- を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実 かに、これらを記載した準備書面を提出しなけ ことができない場合には、答弁書の提出後速や で重要なもの及び証拠を記載しなければならな 否及び抗弁事実を具体的に記載し、かつ、立証 書又は参加申立書に記載された事実に対する認 答弁書には、前項に掲げる事項のほ やむを得ない事由によりこれらを記載する か、申請
- となるべき文書の写しで重要なものを添付しな 速やかに、これを提出しなければならない。 することができない場合には、答弁書の提出後 ければならない。やむを得ない事由により添付 ればならない。 答弁書には、立証を要する事由につき、証拠 2
- 第三十八条の三 前条に規定する答弁により反論 加人は、速やかに、答弁書に記載された事実に 重要なものを添付しなければならない。 つた事由につき、証拠となるべき文書の写しで を記載した準備書面を提出しなければならな 当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠 かつ、立証を要することとなつた事由ごとに、 対する認否及び再抗弁事実を具体的に記載し、 を要することとなつた場合には、申請人又は参 当該準備書面には、立証を要することとな 第四十一条 審問は、
- 第三十八条の四 準備書面を裁定委員会に提出す 間内に、直送(当事者の相手方に対する直接の 条第一項の期間をおいて、又は同条第四項の期 る当事者は、当該準備書面について、第三十八 以下同じ。)をしなければならな 第四十一条の二裁定委員会は、

裁定委員会に提出しなければならない。 手方は、当該準備書面を受領した旨を記載した 書面について直送をするとともに、当該書面を 前項の規定による準備書面の直送を受けた相

2

- 3 場合には、適用しない。 方が記載した準備書面を裁定委員会に提出した 前項の規定は、当事者が、受領した旨を相手
- 難とする事由その他相当とする事由があるとき 面の相手方への送付を行うよう申し出ることが をしなければならない書面について、直送を困 は、当該当事者は、裁定委員会に対し、当該書 第一項又は第二項の規定により当事者が直送 3
- をしなければならない書面の写しの交付又はフ よることができる。 電子情報処理組織をいう。)を使用する方法に 出力装置を含む。以下同じ。)と相手方の使用 処理組織(当事者の使用に係る電子計算機(入 だし、裁定委員会が認めた場合には、電子情報 アクシミリを利用しての送信によつてする。た に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した 第一項又は第二項の規定による直送は、直送 4

(参加申立書)

- **第三十九条** 法第二十三条の四第一項の規定によ もつてしなければならない。
- 求める事項」と読み替えるものとする。求める裁定事件の表示並びに参加により裁定を 用する。この場合において、同条第一項第六号 第三十四条の規定は、前項の書面について準 中「裁定を求める事項」とあるのは、「参加を
- 事者に通知しなければならない。 第四十条 裁定委員会は、審問の期日を定め、 (審問期日)

当

2 裁定委員会は、正当な理由がある場合には、 る。 審問の期日を延期し、 又は変更することができ

(審問の場所)

中央委員会の審問廷で行

- 2 う_。 被害の生じた場所その他適当な場所で審問を行 当と認めるときは、中央委員会の承認を得て、 前項の規定にかかわらず、裁定委員会は、 相
- 審問) うことができる。 (映像と音声の送受信による通話の方法による

きは、

当事者の意見を聴いて、

相当と認めると 裁定委員会及び

- 状態を相互に認識しながら通話をすることがで 当事者双方が映像と音声の送受信により相手の きる方法によって、審問の期日における手続を 行うことができる。
- 2 た当事者は、その期日に出頭したものとみな 前項の期日に出頭しないでその手続に関与し
- おける手続を行うときは、裁定委員会は、 掲げる事項を確認しなければならない。 第一項に規定する方法によって審問の期日に 次に
- のであること。 方法によって手続を実施するために適切なも 通話者の所在する場所及びその状況が当該
- 第二号に掲げる事項を審問の調書に記載しなけ 前項の手続を行ったときは、その旨及び同項 ればならない。
- 第四十二条 責任裁定の手続における申請人又は これにより裁定の手続を著しく遅滞させる場合 はその理由を変更することができる。ただし、 参加人は、書面をもつて、裁定を求める事項又 は、この限りでない。 (申請の変更)
- 2 ばならない。は、申請の変更を許さない旨の決定をしなけれ 裁定委員会は、前項ただし書の場合において
- 3 者に対し、それぞれ、遅滞なく、書面をもつ 請があつたときは同項の書面の写しを添えてそ の相手方に対し、前項の決定をしたときは当事 て、その旨を通知しなければならない。 (申請の取下げ) 裁定委員会は、第一項の規定による変更の申
- 第四十三条 責任裁定の手続における申請人又は 申請又は参加の申立てを取り下げることができ 参加人は、責任裁定があるまでは、いつでも、
- 2 る。 なければならない。 前項の規定による取下げは、書面をもつてし
- 3 あつたときは、相手方に対し、遅滞なく、書面 をもつて、その旨を通知しなければならない。 (参考事項の聴取) 裁定委員会は、第一項の規定による取下げが
- 第四十三条の二 裁定委員会は、当事者から、責 取をすることができる。 定の手続の進行について参考とすべき事項の聴 任裁定の手続の進行に関する意見その他責任裁
- 中央委員会の事務局の職員に命じて行わせるこ とができる。 裁定委員会は、前項の聴取をする場合には、

- 2 第四十三条の三 職員に命じて行わせることができる。 の処置をする場合には、中央委員会の事務局 て問いを発し、又は立証を促すことができる。 事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対し 期日外において、事件関係を明瞭にするため、 裁定委員会は、前項の規定による釈明のため 裁定委員会は、審問の期日又は
- 3 項の規定により中央委員会の事務局の職員に行ついて第一項の規定による処置をしたとき(前 通知しなければならない。 わせたときを含む。)は、その内容を相手方に 又は防御の方法に重要な変更を生じ得る事項に 裁定委員会が、審問の期日外において、

(進行協議)

- 第四十三条の四 裁定委員会は、審問の期日外に ができる。 の進行に関し必要な事項について協議すること おいて、当事者の出頭を求めて責任裁定の手続
- 2 ける手続を行うことができる。 当事者双方が音声の送受信により同時に通話を の送受信が困難であることについてやむを得な うことができる。ただし、裁定委員会は、映像 認識しながら通話をすることができる方法によ 映像と音声の送受信により相手の状態を相互に の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が することができる方法によって、 い事情があると認めるときは、裁定委員会及び いて「進行協議」という。)における手続を行 って、前項の規定による協議(以下この条にお 裁定委員会は、相当と認めるときは、当 進行協議にお
- 3 た当事者は、その進行協議に出頭したものとみ 進行協議に出頭しないで前項の手続に関与
- 4 ける手続を行うときは、裁定委員会は、 第二項に規定する方法によって進行協議に 次に掲
- げる事項を確認しなければならない。
- 方法によって手続を実施するために適切なも のであること。 通話者の所在する場所及びその状況が当該
- 5 ときは、中央委員会の事務局の職員に命じて行 (証拠の申出の採否) わせることができる 裁定委員会は、進行協議における手続を行う
- 第四十四条 裁定委員会は、 第一項の規定により当事者の申し出た証拠で必 法第四十二条の十六

要がないと認めるものについては、これを取り べることを要しない

第四十五条 法第四十二条の十六第一項第一号の 当事者又は参考人の氏名、住所、尋問事項及び をもつてしなければならない。 尋問に要する見込みの時間を明らかにした書面 規定による当事者又は参考人の尋問の申出は、

具体的に記載しなければならない。 前項の尋問事項は、できる限り、個別的かつ 法第四十二条の十六第一項第二号の規定によ

げる事項を明らかにした書面をもつてしなけれる文書又は物件の提出命令の申立ては、次に掲 る鑑定の申出は、鑑定事項を明らかにした書面 をもつてしなければならない。 法第四十二条の十六第一項第三号の規定によ 5 4

文書又は物件の表示

ならない。

文書にあつては、その趣旨

立証すべき事実 文書又は物件の所持人

る立入検査の申出は、次に掲げる事項を明らか にした書面をもつてしなければならない。 法第四十二条の十六第一項第四号の規定によ 当該文書又は物件の提出を必要とする理由 8

物件の表示 立ち入るべき場所及び検査すべき文書又は

文書にあつては、その趣旨

は物件の所持人 立ち入るべき場所を管理する者及び文書又

立証すべき事実

立入検査を必要とする理由

の証拠の申出を記載した書面についても適用す 第三十八条の四の規定は、第一項及び前三項 2

第四十五条の二 当事者は、その主張する事実を に掲げる事項を記載した証拠説明書を提出しな き、当該文書又は物件を提出する時までに、次 するときは、文書の記載から明らかな場合を除 証するため、文書又は物件を裁定委員会に提出 ればならない。

文書又は物件の表示

立証すべき事実

文書又は図面にあつては、 作成

写真にあつては、 日時及び場所 撮影者並びに撮影の対 3

Ŧi. ずる方法により一定の事項を記載することが 録音テープ又はビデオテープ(これらに準

> う。) にあつては、録音、録画等をした者並 できる物を含む。以下「録音テープ等」とい

3 2 る事件関係人は、当該文書等を提出する時まで テープ等(以下「文書等」という。)を提出す 六 当該文書又は物件の提出を必要とする理由 に、その写しを提出しなければならない。 前項の規定により文書、図面、写真又は録音

等の写しについて直送をすることができる。 当事者は、第一項の証拠説明書及び前項の文書 により証拠説明書及び文書等の写しを直送する 第三十八条の四第五項の規定は、前項の規定 第一項の規定により文書又は物件を提出する 4

る謄本をもつてしなければならない。 場合について準用する。 証拠とする文書等の提出は、原本又は認証あ 5

裁定委員会は、前項の規定にかかわらず、 原

する文書等において引用する文書等の謄本又は 本の提出を命ずることができる。 裁定委員会は、当事者にその提出した証拠と

7

6

させることができる。 録音テープ等を反訳した書面を含む。)を提出 する録音テープ等の内容を説明した書面(当該 抄本を提出させることができる。 裁定委員会は、当事者にその提出した証拠と

第四十五条の三 前条第二項の規定による文書等 る電子計算機と文書等の写しの提出をする者の は、電子情報処理組織(中央委員会の使用に係 使用する方法により行うことができる。 使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続 の写しの提出は、裁定委員会が認めた場合に した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を

ない。 る方法により文書等の写しの提出を行う者は、 提出をする者の使用に係る電子計算機から入力 することができない方式で作られる記録であつ する方法により作成した電磁的記録(電子的方 をスキャナにより読み取る方法その他これに類 中央委員会の定めるところにより、当該文書等 して、文書等の写しの提出を行わなければなら ものをいう。以下同じ。)を、文書等の写しの 式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識 前項の規定により電子情報処理組織を使用す 電子計算機による情報処理の用に供される

者は、入力する文書等の写しに係る電磁的記録前項の規定により文書等の写しの提出を行う に電子署名(公害等調整委員会関係法令に係る

> と併せてこれを送信しなければならない。ただ 名をいう。)を行い、当該電子署名を行つた者 法律施行規則(令和五年公害等調整委員会規則 等の写しの提出を行つた者を確認するための措 書(同項第二号に規定する電子証明書をいう。) を確認するために必要な事項を証する電子証明 第一号)第二条第二項第一号に規定する電子署 し、中央委員会の指定する方法により当該文書

記録がされた時に、当該文書等の写しが裁定委用に係る電子計算機に備えられたファイルへの等の写しが提出されたときは、中央委員会の使 員会に提出されたものとみなす。 置を講ずる場合は、この限りでない。 電子情報処理組織を使用する方法により文書

ことができる。 書等の写しの提出に使用した書面を提出させる し、電子情報処理組織を使用する方法による文 裁定委員会は、前項に規定する場合におい 必要があると認めるときは、提出者に対

6 情報の内容を書面に出力しなければならない。 は、裁定委員会は、当該ファイルに記録された が第四項に規定するファイルに記録されたとき (審問期日外における証拠調べ) 第一項の規定により提出された文書等の写し

第四十六条 裁定委員会は、必要があると認める 期日及び場所を通知しなければならない。 あらかじめ、当事者に対し、証拠調べを行なう を行なうことができる。この場合においては、 ときは、審問期日以外の期日において証拠調べ (呼出し)

は、次に掲げる事項を記載した呼出状を送達し第四十七条 当事者、参考人又は鑑定人の呼出し てしなければならない。

事件及び当事者の表示

出頭すべき日時及び場所

尋問事項又は鑑定事項

兀

正当な理由がなくて出頭しなかつたときの

Ŧi. 法律上の制裁

その他裁定委員会が必要と認める事項

(宣誓)

第四十八条 ない。 宣誓は、尋問前にさせなければなら

 2 宣誓は、当事者、 を朗読させ、かつ、これに署名させてしなけれ ばならない。 参考人又は鑑定人に宣誓書

3 偽の陳述又は鑑定に対する罰を告げなければな 裁定委員長は、宣誓前に、宣誓の趣旨及び虚

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する 4 ない。 宣誓は、 起立して厳粛に行なわなければなら

5 を記載した書面を鑑定人に送付する方法によつ 虚偽の鑑定に対する罰の告知は、これらの事項 場合における裁定委員長による宣誓の趣旨及び する方式によつてもさせることができる。この て行う。 鑑定人の宣誓は、 宣誓書を裁定委員会に提

(証拠保全の申立ての方式)

第四十九条 法第四十二条の十七第一項の規定に ればならない。 よる証拠保全の申立ては、書面をもつてしなけ

ければならない。 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しな 申立人及び代理人の氏名又は名称及び住

相手方の氏名又は名称及び住所

立証すべき事実

五. 証拠保全を必要とする理

3 なければならない。 証拠保全を必要とする理由は、 証拠保全を必要とする理由 これを疎

4 ができない場合においても、 できる。 証拠保全の申立ては、相手方を指定すること これをすることが

(申立人等への通知)

第五十条 証拠保全として行なう証拠調べの期 及び場所は、申立人及び相手方に通知しなけ ばならない。ただし、急速を要する場合は、こ の限りでない。 れ

第五十条の二 裁定委員が法第四十二条の十九第 (裁定書)

ときは、他の裁定委員の一人がその事由を付記 して署名押印しなければならない。 (管轄審査会等への通知) 一項の裁定書に署名押印することに支障がある

第五十一条 該事件の記録を送付しなければならない。 く、書面をもつて、その旨を通知し、かつ、 理させるときは、管轄審査会等に対し、遅滞な 四第一項の規定により管轄審査会等に事件を処 (審問の終結及び再開) 裁定委員会は、法第四十二条の二十 当

第五十二条 るのに熟したときは、審問を終結しなければな らない。 裁定委員会は、事件が責任裁定をす

2 終結した審問を再開することができる。 裁定委員会は、必要があると認めるときは、

第五十三条 裁定委員会は、法第四十二条の二十

るときは、あらかじめ、当事者の意見をきかな六第二項の規定により責任裁定の手続を中止す ければならない。

きは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつ 裁定委員会は、責任裁定の手続を中止したと 裁定委員会は、相当と認めるときは、いつで その旨を通知しなければならない。

第五十四条 場合においては、前項の規定を準用する。 中止の決定を取り消すことができる。この 裁定委員会は、中央委員会の事務局

審問及び証拠調べについて、期日ご

裁定委員長及び作成した職員が記名押印しなけ とに調書を作成させなければならない。 ればならない。 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、

事件の表示

2

期日及び場所

の職員の氏名 裁定委員及び出席した中央委員会の事務局

出頭した当事者及び代理人の氏名又は名称 審問の公開の有無

審問及び証拠調べの要領

その他裁定委員会が必要と認める事項

3

委員の一人がその事由を付記して記名押印しな名押印することに支障があるときは、他の裁定 ければならない。 前項の場合において、裁定委員長が調書に記 2

ることができる。 えることができる。この場合において、当事者 ープ等に記録し、これをもつて調書の記載に代 は、当事者、参考人又は鑑定人の陳述を録音テ 中央委員会の事務局の職員は、第二項の規定 .かかわらず、裁定委員長の許可があつたとき 裁定委員長が許可をする際に、意見を述べ

作成しなければならない。 するまでに当事者の申出があつたときは、当事 前項の場合において、責任裁定の手続が完結 参考人又は鑑定人の陳述を記載した書面を

6 必要があると認めるときは、中央委員会の事務 作成させることができる。 局の職員に、責任裁定の手続について、調書を 裁定委員会は、第一項に定める場合のほか、 2

第五十五条 第十一条及び第十四条の規定は責任 裁定の手続について、第十七条の規定は裁定委

> 条の十六第一項第四号の規定により立入検査を 第二項の規定により立入検査をする場合につい 央委員会の事務局の職員が法第四十二条の十八 により文書又は物件の提出を命ずる場合につい 員会が法第四十二条の十六第一項第三号の規定 する場合及び裁定委員会又はその命を受けた中 て、第十八条の規定は裁定委員会が法第四十二 て準用する。

第三節 原因裁定

(相手方の特定を留保する申請)

第五十六条 法第四十二条の二十八第一項の規定 ばならない。 とについてのやむを得ない理由を疎明しなけれ による申請をする者は、相手方を特定しないこ

(相手方の特定の申立て)

による申請をした者は、できる限りすみやか第五十七条 法第四十二条の二十八第一項の規定 住所を記載した書面をもつてしなければならな に、相手方を特定しなければならない。 相手方の特定は、相手方の氏名又は名称及び

(相手方の特定命令等)

第五十八条 法第四十二条の二十八第二項の規定 ればならない。 みなされる旨を記載した書面を送達してしなけ ときは原因裁定の申請が取り下げられたものと べき期間及び当該期間内に相手方を特定しない による命令は、申請人に対し、相手方を特定す 2

ものとみなされたときは、申請人に対し、遅滞 なく、書面をもつて、その旨を通知しなければ の規定により原因裁定の申請が取り下げられた ならない。 裁定委員会は、法第四十二条の二十八第三項 3

第五十九条 裁定委員会は、法第四十二条の三十 有する第三者に対し、その旨を通知しなければ 以外の事項について裁定するときは、あらかじ 第一項の規定により申請人が裁定を求めた事項 め、当事者及び裁定の結果について利害関係を ならない。 (裁定を求めた事項以外の事項についての裁定)

第六十条 は、書面をもつてしなければならない。 (法第四十二条の三十第二項の申立ての方式) 法第四十二条の三十第二項の申立て

ければならない。 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しな

申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所 参加を求める裁定事件の表示

参加を必要とする理由

|第六十一条 法第四十二条の三十第二項の決定又 ない。 もつて行ない、かつ、理由を附さなければなら は同項の申立てを却下する旨の決定は、文書を

2 旨を通知しなければならない。 申立てがあつたときは当該申立書の写しを添え 添えて、当事者及び同条第二項の第三者に対 し、それぞれ、遅滞なく、書面をもつて、 て、前項の決定があつたときは決定書の写しを その

による嘱託に基づく原因裁定があつたときは、第六十二条 法第四十二条の三十二第一項の規定 中央委員会は、受訴裁判所に対し、遅滞なく、 の正本を送付しなければならない。 書面をもつて、その旨を通知し、かつ、 裁定書 2

第六十三条 前節の規定は、原因裁定の手続につ いて準用する。 3

第六十四条 当事者は、中央委員会の許可を得 を閲覧することができる。 て、あつせん、調停又は仲裁に係る事件の記録

を得て、裁定に係る事件の記録を閲覧又は謄写 当事者又は利害関係人は、中央委員会の許可

謄写を請求するには、次に掲げる事項を記載し 第一項又は前項の規定により記録の閲覧又は

事件の表示

閲覧又は謄写の請求の理由

の場所、時間その他閲覧又は謄写に関する事項 につき中央委員会の指示に従わなければならな 記録を閲覧又は謄写する者は、閲覧又は謄写 3

(委員長及び委員の名簿)

2 前項の名簿には、 ればならない 次に掲げる事項を記載しな

参加人の氏名又は名称及び住所

(法第四十二条の三十第二項の決定の方式等)

裁定委員会は、法第四十二条の三十第二項の

(受訴裁判所への裁定書の送付)

(準用規定)

(記録の閲覧) 第四章 雑則

(申請手数料の減免又はその納付の猶予)

することができる。

た書面をもつてしなければならない。 及び住所 閲覧又は謄写を請求する者の氏名又は名称

4 閲覧又は謄写の請求の年月日

第六十五条 中央委員会は、委員長及び委員の名 簿を備え、一般の閲覧に供しなければならな

つては、その旨 経歴及び弁護士となる資格を有する者にあ

(手数料の納付) 三 任命及び任期満了の年月日

第六十六条 ならない。 の収入印紙をはつて、それぞれ、 書面に令第十八条第三項の収入印紙をはつて、 員会が指定する期間内に中央委員会が指定する 停、仲裁、責任裁定又は原因裁定の申請につ 証拠保全の申立てについては当該申立書に同項 の申立てについては参加が許可された後中央委 ては当該申請書に同条第三項の収入印紙をは て、法第二十三条の四第一項の規定による参加 令第十八条第一項の手数料は、 納めなければ

納めなければならない。 額の収入印紙をはつて納めなければならない。 定する書面に納付すべき手数料の額に相当する れた手数料を納付するときは、中央委員会の指 申請書に令第十八条第四項の収入印紙をはつて るときは、中央委員会が指定する期間内に当該 調停又は責任裁定を求める事項の価額を増加す 第十二条又は第四十二条第一項の規定により 令第十九条第一項の規定により納付を猶予さ

第六十七条 中央委員会は、令第十九条第二項 四号)による保護を受けている者の世帯に属し 請人が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十 規定による申請があつた場合において、当該申 ているときは、令第十八条第一項の手数料を免

る申請があつた場合において、当該申請人及び 条第一項の手数料の二分の一を免除する。 を納付すべき義務を有しないときは、令第十八 申請にあつては、その年の前前年分の所得税) これと生計を一にする者がいずれも所得税法 所得税(毎年一月から四月までの間になされる (昭和四十年法律第三十三号)による前年分の 中央委員会は、令第十九条第二項の規定によ

料を分割し、その分割した額ごとに、 ことができる。この場合においては、 ときは、手数料を納付すべき期限を別に定める 料を一時に納付することが困難であると認める むを得ない事情により令第十八条第一項の手数 る申請があつた場合において、当該申請人がや き期限を定めることができる 中央委員会は、令第十九条第二項の規定によ

した者に対し、遅滞なく、書面をもつて、そのる申請の許否の決定をしたときは、当該申請を の納付分に係る期限)が当該申請をした日から 納付すべき期限を定める場合にあつては、最終 により手数料を分割し、その分割した額ごとに る場合においては、その期限(同項後段の規定 二年をこえないように定めなければならない。 中央委員会は、令第十九条第二項の規定によ 前項の規定により納付すべき期限を別に定め

第六十八条 令第十九条第二項の書面には、申請 ばならない。 次に掲げる事項を証明する書面を添附しなけれ 旨を通知しなければならない。 人の氏名及び住所並びに申請の理由を記載し、

付すべき義務を有しないときは、その旨 る者の世帯に属しているときは、その旨 申請人が生活保護法による保護を受けてい 前二号に掲げるもののほか、申請人が手数 前条第二項に掲げる者が同項の所得税を納

(秩序維持のための措置)

きは、その旨

料を納付することが困難である事情があると

第六十九条 あつせん委員、調停委員長、仲裁委 を執ることができる。 じ、その他職務の円滑な執行のため必要な措置 又は裁定をする場合において、職務の執行を妨員長又は裁定委員長は、あつせん、調停、仲裁 又は不当な行状をする者に対し、退場を命 る。

り手続を行なう調停委員、仲裁委員若しくは裁 より指名された者が手続を行なう場合について 定委員又は法第四十二条の十七第二項の規定に 前項の規定は、法第二十三条の五の規定によ る。

2

-七年公害等調整委員会規則第一号)は、廃止公害紛争の処理手続等に関する規則(昭和四 この規則は、公布の日から施行する。

十七年公害等調整委員会規則第一号)は、

この規則は、昭和四十九年十一月一日から施 委員会規則第一号) (昭和四九年九月三日公害等調整

調整委員会規則第一号 (昭和六三年一二月一九日公害等

員会規則第一号 (平成元年四月四日公害等調整委 この規則は、

昭和六十四年一月一日から施行

この規則は、公布の日から施行する。 整委員会規則第二号) 則 (平成九年一二月二二日公害等調

(施行期日)

第一条 する。

(経過措置の原則)

|第二条 この規則による改正後の公害紛争の処理 ただし、この規則による改正前の公害紛争の処 この規則の施行前に生じた事項にも適用する。 理手続等に関する規則によつて生じた効力を妨 手続等に関する規則(以下「新規則」という。) は、この附則に特別の定めがある場合を除き、

第三条 定は、この規則の施行前にされた当事者、参考 人又は鑑定人の陳述については、適用しない。 (準備書面に関する経過措置) 新規則第五十四条第三項及び第四項の規

については、新規則第三十八条の四の規定にか なお従前の例による。

この規則は、平成十二年四月一日から施行す

整委員会規則第一号) (平成一二年三月二三日公害等調

この規則は、平成十二年四月一日から施行す

この規則は、平成十四年四月一日から施行す 整委員会規則第二号) (平成一四年三月一三日公害等調

この規則は、公布の日から施行する。 整委員会規則第一号) (平成二四年三月二二日公害等調

(平成二一年五月二〇日公害等調

この規則は、平成二十四年四月一日から施行 整委員会規則第三号)

整委員会規則第一号) (平成二六年三月三一日公害等調

この規則は、平成二十六年四月一日から施行 附 則 (平成二六年九月二九日公害等調

整委員会規則第三号)

この規則は、平成十年一月一日から施行

(調書に関する経過措置)

第四条 この規則の施行前に提出された準備書面

る。

(平成一一年一〇月二一日公害等

調整委員会規則第一号)

かわらず、

この規則は、平成二十八年一月一日から施 この規則は、公布の日から施行する。 調整委員会規則第一号) (平成二七年一二月二一日公害等

委員会規則第二号) (令和三年一月一四日公害等調整

この規則は、公布の日から施行する。 則 (令和四年一一月一日公害等調整

この規則は、令和四年十一月一日から施行す 委員会規則第二号)

る。

委員会規則第三号)附 則 (令和五年 (令和五年三月三一日公害等調整

この規則は、令和五年四月一日から施行す

委員会規則第二号) (令和六年三月二九日公害等調整

この規則は、令和六年四月一日から施行す